

お客さま各位

釧路信用組合

「未利用口座管理手数料」の新設および「口座自動解約」について

平素より、釧路信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、長期間ご利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、一度もお取引をされていない口座に対し下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

対象のお客さまにはお取引状況をお知らせした上で、一定期間（約3ヵ月）経過後に「未利用口座管理手数料」をご負担いただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には、普通預金口座を解約させていただきます。

当組合におきましては、ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めするとともに、ご利用の予定のない口座の管理に要する最低限のコストをご負担いただくことにより、常日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上に一層努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【未利用口座管理手数料の概要】

対象口座	普通預金口座（総合口座を含む）および貯蓄預金口座のうち、下記の対象条件に該当する口座 ※盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
対象条件	最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金の利息入金および本手数料の引落しを除く）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い口座 ただし、次の場合は対象となりません。 ・残高が10,000円以上ある場合 ・同一店舗にて借入残高が1円以上ある場合 ・同一店舗にて預かり資産（定期預金、定期積金、出資金等）がある場合 ・カードローン返済用口座 ・口座の名義人が18歳未満の場合
取り扱い	(1) 対象となるお客さまには、お届けいただいているご住所に事前に文書にてご案内いたします。 ※ ご案内が延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。 (2) 文書発送後、一定期間（約3ヵ月）を経過してもご利用がない場合は、本手数料をご負担いただきます。 (3) 残高不足により本手数料の払戻しができなかった場合は、残高全額を本手数料の一部として充当させていただき、当該口座を自動的に解約いたします。この場合、解約をもって手数料の徴求は終了し、お客さまに別途ご負担いただくことはございません。 ※ 残高が手数料同額の場合も、本手数料ご負担後解約とさせていただきます。 (4) 払戻した本手数料については返却いたしません。 (5) 解約させていただいた同口座の通帳およびキャッシュカードについてはご利用できません。
手数料金額	年間1,320円（税込）

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。